

給付率（23年8月1日より）

1 賃金日額・基本手当の日額の最低額及び最高額

注. [] は、23年7月31日までの額

	年齢区分	賃金日額	基本手当の日額
最低額	—	2,330円 [2,000円]	1,864円 [1,600円]
最高額	30歳未満	12,910円 [12,290円]	6,455円 [6,145円]
	30歳以上45歳未満	14,340円 [13,650円]	7,170円 [6,825円]
	45歳以上60歳未満	15,780円 [15,010円]	7,890円 [7,505円]
	60歳以上65歳未満	15,060円 [14,540円]	6,777円 [6,543円]

2 基本手当の日額の算定のための給付率を乗じる賃金日額の範囲となる額

注. [] は、23年7月31日までの額

	2,330円以上	4,650円以上	10,600円超	11,770円超	15,060円超
	4,650円未満 [2,000円以上 3,950円未満]	10,600円以下 [3,950円以上 10,230円以下]	11,770円以下 [10,230円超 11,410円以下]	15,060円以下 [11,410円超 14,540円以下]	15,780円以下 [14,540円超 15,010円以下]
60歳未満	80%	50%—80%		50%	
60歳以上 65歳未満		45%—80%	45%		—

3 所定給付日数（変更なし）

① 特定受給資格者の場合(③を除く)

算定基礎期間 区分	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日	240日	270日	330日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

② 特定受給資格者以外の場合(③を除く)

算定基礎期間 区分	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

③ 就職困難な受給資格者の場合

算定基礎期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			